



平成30年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

平成29年7月12日

上場会社名 株式会社 I D O M 上場取引所 東
 コード番号 7599 URL http://221616.com
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 羽鳥 由宇介
 問合せ先責任者 (役職名) 財務・IRチームリーダー (氏名) 松本 雅之 TEL 03 (5208) 5503
 四半期報告書提出予定日 平成29年7月12日 配当支払開始予定日 -
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成30年2月期第1四半期の連結業績（平成29年3月1日～平成29年5月31日）

(1) 連結経営成績（累計） (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
30年2月期第1四半期	71,130	7.5	1,243	△0.2	903	△23.0	457	△37.5
29年2月期第1四半期	66,192	31.1	1,245	△38.9	1,173	△41.9	732	△41.3

(注) 包括利益 30年2月期第1四半期 124百万円 (△76.9%) 29年2月期第1四半期 539百万円 (△56.8%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
30年2月期第1四半期	4.51	4.51
29年2月期第1四半期	7.22	-

(注) 29年2月期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
30年2月期第1四半期	122,871	39,097	31.1	377.00
29年2月期	114,047	39,581	33.9	381.05

(参考) 自己資本 30年2月期第1四半期 38,230百万円 29年2月期 38,641百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
29年2月期	-	6.00	-	6.00	12.00
30年2月期	-	-	-	-	-
30年2月期(予想)	-	3.50	-	3.50	7.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成30年2月期の連結業績予想（平成29年3月1日～平成30年2月28日）

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	127,200	2.4	2,100	△3.3	1,750	△13.4	1,000	△9.3	9.86
通期	259,500	3.2	5,500	22.3	4,900	17.8	2,800	24.6	27.61

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）：無
新規 — 社（社名）、除外 — 社（社名）

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無
- ② ①以外の会計方針の変更：無
- ③ 会計上の見積りの変更：無
- ④ 修正再表示：無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	30年2月期1Q	106,888,000株	29年2月期	106,888,000株
② 期末自己株式数	30年2月期1Q	5,480,350株	29年2月期	5,480,350株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	30年2月期1Q	101,407,650株	29年2月期1Q	101,407,700株

※ 四半期決算短信は四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実績の業績等は様々な要因により上記業績予想とは異なることがあります。なお、上記予想に関する事項は、添付資料2ページ「連結業績予測に関する定性的情報」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する定性的情報	2
(2) 財政状態に関する定性的情報	2
(3) 連結業績予想に関する定性的情報	2
2. サマリー情報(注記事項)に関する事項	3
(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	3
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	3
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	3
(4) 追加情報	3
3. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	
四半期連結損益計算書	
第1四半期連結累計期間	6
四半期連結包括利益計算書	
第1四半期連結累計期間	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(重要な後発事象)	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計会計期間(平成29年3月1日～平成29年5月31日)における全直営店の小売台数は、32,947台と前年同期比40.8%増となりました。展示販売店舗の店舗数の増加とガリバー展示販売モデル(従来と比べ小売単価・粗利を引き下げつつも小売台数を増加させることを狙った新たな取り組み)の展開が寄与しました。

販売費及び一般管理費は、展示販売店舗の増加に伴う店舗運営費用などが増加しました。

平成29年3月15日開示の「シンジケートローン契約締結のお知らせ」に記載するシンジケートローン締結に伴い、アレンジャーである金融機関に対しアレンジメントフィーを支払い、当該費用は一括して営業外費用・支払利息に計上しました。

西オーストラリア地域における新車市場が、前年同期を下回る状況となったため、豪州事業は減収減益となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計会計期間の実績は、売上高71,130百万円(前年同期比7.5%増)、営業利益1,243百万円(前年同期比0.2%減)、経常利益903百万円(前年同期比23.0%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益457百万円(前年同期比37.5%減)となりました。

地域セグメント別の業績は以下のとおりです。

①日本

売上高60,562百万円(前年同期比11.4%増)、セグメント利益(営業利益)1,569百万円(前年同期比16.4%増)となりました。小売台数の増加に伴い増収増益となりました。

②豪州

売上高10,184百万円(前年同期比10.8%減)、セグメント損失(営業損失)232百万円(前年同期は5百万円のセグメント損失)となりました。西オーストラリア地域における新車市場は、前年同期を下回る状況となったため減収減益となりました。

(2) 財政状態に関する説明

[資産の部]

当第1四半期連結会計期間末の資産の部合計は、122,871百万円(前期末比7.7%増)となりました。

流動資産は、現金及び預金が増加(前期末比13,279百万円増)した一方、商品が減少(前期末比4,823百万円減)したことなどにより、72,739百万円(前期末比14.1%増)となりました。

固定資産は、建物及び構築物が増加(前期末比884百万円増)した一方、建設仮勘定が減少(前期末比596百万円減)したこと、のれんが減少(前期末比444百万円減)したことなどにより、50,131百万円(前期末比0.3%減)となりました。

[負債の部]

当第1四半期連結会計期間末の負債の部合計は、83,773百万円(前期末比12.5%増)となりました。

流動負債は、短期借入金が増加(前期末比2,066百万円増)したこと及び買掛金が増加(前期末比1,108百万円増)したことなどにより、26,981百万円(前期末比8.5%増)となりました。

固定負債は、長期借入金が増加(前期末比11,911百万円増)したことなどにより、56,792百万円(前期末比26.3%増)となりました。

[純資産の部]

当第1四半期連結会計期間末の純資産の部合計は、利益剰余金が増加(前期末比151百万円増)したことや為替換算調整勘定が増加(前期末比260百万円増)したことなどにより、39,097百万円(前期末比1.2%増)となりました。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

平成30年2月期の連結業績予想は、平成29年4月13日に公表しました「平成29年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載した数値から修正はありません。

2. サマリー情報(注記事項)に関する事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動
該当事項はございません。

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
該当事項はございません。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
該当事項はございません。

(4) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

この適用指針の適用による影響はありません。

(表示方法の変更)

前第1四半期連結累計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険金収入」は、営業外収益の総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前第1四半期連結累計期間の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた57百万円は、「保険金収入」4百万円、「その他」53百万円として組替えております。

(役員退職慰労引当金の廃止)

当社は、平成29年5月30日開催の第23回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議しております。

これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」の金額を取り崩し、打切りの支給額の未払い分192百万円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,337	27,616
受取手形及び売掛金	4,655	4,650
商品	41,333	36,510
繰延税金資産	785	1,026
その他	2,717	2,988
貸倒引当金	△64	△53
流動資産合計	63,765	72,739
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	29,766	30,997
減価償却累計額	△10,134	△10,481
建物及び構築物(純額)	19,632	20,515
車両運搬具	312	207
減価償却累計額	△100	△117
車両運搬具(純額)	212	89
工具、器具及び備品	4,097	4,153
減価償却累計額	△3,088	△3,167
工具、器具及び備品(純額)	1,009	985
土地	218	218
建設仮勘定	961	365
有形固定資産合計	22,033	22,175
無形固定資産		
ソフトウェア	3,201	3,208
のれん	9,687	9,242
その他	4,024	3,812
無形固定資産合計	16,914	16,263
投資その他の資産		
投資有価証券	40	32
関係会社株式	247	250
長期貸付金	229	227
敷金及び保証金	5,033	5,157
建設協力金	5,214	5,271
繰延税金資産	361	379
その他	533	712
貸倒引当金	△325	△339
投資その他の資産合計	11,334	11,692
固定資産合計	50,281	50,131
資産合計	114,047	122,871

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,317	11,210
短期借入金	3,408	1,342
1年内返済予定の長期借入金	-	55
未払金	3,885	3,432
未払法人税等	679	812
前受金	4,228	3,633
預り金	383	400
賞与引当金	651	87
商品保証引当金	1,149	1,187
その他の引当金	175	189
その他	2,602	4,628
流動負債合計	29,483	26,981
固定負債		
長期借入金	40,774	52,686
長期預り保証金	529	510
役員退職慰労引当金	188	-
資産除去債務	1,866	1,914
繰延税金負債	1,127	1,069
その他の引当金	425	419
その他	70	192
固定負債合計	44,983	56,792
負債合計	74,466	83,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	4,032	4,032
利益剰余金	33,821	33,670
自己株式	△3,947	△3,947
株主資本合計	38,063	37,912
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	578	318
その他の包括利益累計額合計	578	318
新株予約権	5	5
非支配株主持分	934	860
純資産合計	39,581	39,097
負債純資産合計	114,047	122,871

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
売上高	66,192	71,130
売上原価	51,184	55,041
売上総利益	15,007	16,088
販売費及び一般管理費	13,761	14,845
営業利益	1,245	1,243
営業外収益		
受取利息	14	12
受取損害賠償金	35	-
保険金収入	4	7
その他	53	12
営業外収益合計	107	32
営業外費用		
支払利息	113	248
為替差損	22	46
持分法による投資損失	-	69
その他	44	7
営業外費用合計	180	372
経常利益	1,173	903
特別利益		
固定資産売却益	11	0
特別利益合計	11	0
特別損失		
固定資産除却損	22	84
役員退職慰労金	110	-
貸倒引当金繰入額	-	14
その他	0	2
特別損失合計	133	101
税金等調整前四半期純利益	1,050	802
法人税、住民税及び事業税	614	711
法人税等調整額	△258	△271
法人税等合計	356	440
四半期純利益	694	362
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△37	△95
親会社株主に帰属する四半期純利益	732	457

(四半期連結包括利益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)
四半期純利益	694	362
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△154	△245
持分法適用会社に対する持分相当額	-	7
その他の包括利益合計	△154	△237
四半期包括利益	539	124
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	598	197
非支配株主に係る四半期包括利益	△58	△73

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はございません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はございません。

(重要な後発事象)

当社は、平成29年7月12日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第6回、第7回及び第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしました。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成29年7月31日
(2)	発行新株予約権数	第6回 3,000個、第7回 5,000個、第8回 12,000個
(3)	発 行 価 額	第6回 300,000円（新株予約権1個につき100円） 第7回 500,000円（新株予約権1個につき100円） 第8回 1,200,000円（新株予約権1個につき100円） 総額 2,000,000円
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	2,000,000株（新株予約権1個につき100株）
(5)	資 金 調 達 の 額	総額1,536,000,000円（差引手取概算額：1,528,500,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,000,000円 新株予約権行使による調達額：1,534,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	各回号 1株当たり767円（固定）
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 （ 割 当 予 定 先 ）	受託者塚本拓也に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の現在及び将来の取締役（社外取締役を除きます。）及び従業員（以下「当社役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されている税制適格ストックオプション及び有償新株予約権を用いたインセンティブプランではなく、本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員を対象として、本新株予約権の分配時点までの期間における当社役職員ごとの当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。

(8)	そ の 他	<p><第6回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、平成30年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第6回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第6回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第6回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本第6回新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a) 100億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第6回新株予約権のうち90%</p> <p>(b) 112億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第6回新株予約権のうち95%</p> <p>(c) 136億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第6回新株予約権のうち100%</p> <p><第7回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、平成31年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第7回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第7回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第7回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本第7回新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a) 136億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第7回新株予約権のうち90%</p> <p>(b) 155億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第7回新株予約権のうち95%</p> <p>(c) 175億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第7回新株予約権のうち100%</p> <p><第8回新株予約権の主な行使条件></p> <p>受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、平成33年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本第8回新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本第8回新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a) 200億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第8回新株予約権のうち70%</p> <p>(b) 225億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第8回新株予約権のうち85%</p> <p>(c) 250億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本第8回新株予約権のうち100%</p>
-----	-------	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、吉田行宏氏を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、塚本拓也（以下「塚本氏」といいます。）を受託者（以下「本受託者」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本インセンティブプランを実施いたします。なお、吉田行宏氏は、創業期以来当社の経営陣の中核を担い続け、平成24年に退任した当社の元取締役であり、「古巣の役職員にお世話になった恩返しができれば」との同氏のご厚意から本インセンティブプランにおいて、委託者となることにつき快諾を頂いております。

本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、3つの以下のプランによって構成されます。

本信託契約上のプランの名称	新株予約権と個数	人事評価期間	新株予約権交付日	新株予約権の行使期間
IDOM2018 (追加分)	第6回新株予約権 (3,000個)	平成29年2月期 ～平成30年2月期	平成30年5月31日	平成30年6月1日 ～平成33年5月31日
IDOM2019	第7回新株予約権 (5,000個)	平成30年2月期 ～平成31年2月期	平成31年5月31日	平成31年6月1日 ～平成34年5月31日
IDOM2021 (追加分)	第8回新株予約権 (12,000個)	平成31年2月期 ～平成33年2月期	平成33年5月31日	平成33年6月1日 ～平成36年5月31日

なお、本インセンティブプランは、平成28年10月13日提出に係る有価証券届出書において開示された第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行を伴うインセンティブプラン（「IDOM2018」及び「IDOM2021」。以下「前インセンティブプラン」といいます。）の追加分との位置付けであり、以下の「IDOM2018(追加分)」と「IDOM2021(追加分)」は、新たな回号の新株予約権を別途発行するものでありますが、その人事評価期間、新株予約権交付日及び行使期間は前インセンティブプランと同一のものであります。他方、本インセンティブプランでは「IDOM2018(追加分)」と「IDOM2021(追加分)」の間に「IDOM2019」というプランが追加されたほか、これらのプランにおいては、前インセンティブプランにおいて交付対象となっていた当社の取締役及び従業員のほか、新たに当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員が交付対象として加えられております。また、「IDOM2019」は「IDOM2018(追加分)」及び「IDOM2021(追加分)」と人事評価期間が部分的に重複しておりますが、これは当社の掲げる中期経営計画の達成のためにはより短期的に当社の子会社・関連会社も含めた当社役職員のモチベーションの惹起が重要と考え、改めて設定を行うものであります。

本インセンティブプランを実施するため、本委託者は、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者は、その資金を用いて、当社が平成29年7月12日付取締役会において発行を決議した本新株予約権を引受け、その発行価額の総額を払い込むことで本新株予約権を取得します。

そして、このようにして本受託者が取得した本新株予約権のうち、(1)第6回新株予約権に関しては、インセンティブプラン「IDOM2018(追加分)」を通じて平成30年5月31日付で確定する受益者に対して、(2)第7回新株予約権に関しては、「IDOM2019」を通じて平成31年5月31日付で確定する受益者に対して、(3)第8回新株予約権に関しては、「IDOM2021(追加分)」を通じて平成33年5月31日付で確定する受益者に対して、信託契約の定めに従って、それぞれ交付されることとなります。

受益者に対する具体的な配分に関しては、予め定められる交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に基づいて、取締役会にて確認された人事評価の基礎となる事実をもとに、社外取締役及び監査役によって構成される評価委員会が、本新株予約権の交付を受けられる当社役職員の範囲とそれぞれの者に対する付与数を決定します。

即ち、当社は、今後、随時開催される評価委員会において当社役職員のうち①過去の功績等に照らして、引き続き当社等の業績向上に対して重責を果たす経営幹部に相当する者、及び②中途採用者のうち今後当社等の業績向上に対して著しく活躍が期待される者（以下「追加候補者」といいます。）を選別し、追加候補者に対して交付されるべき本新株予約権の基準となる数量（以下「インセンティブパッケージ」といいます。）を仮決定いたします。そして、当社評価委員会は、追加候補者の企業業績達成に向けた貢献度を継続的に評価し、信託期間満了日に、インセンティブパッケージの0%から120%の間で各人に対する交付数量を最終的に決定いたします。

また、当社評価委員会は、併せて追加候補者でない当社役職員に対しても、①連結業績への貢献実績や②企画推進・新規事業開発・管理マネジメントのいずれかにおける成果等の継続的な評価を行い、特に評価が高い者に限り、毎事業年度に評価結果に従ってポイントを付与します。そして、当社評価委員会は、信託期間満了日に、ポイントを保有している者に対して、各人が信託期間満了日までの期間中に獲得したポイント数に応じて、本新株予約権のうち追加候補者に交付されないものの配分を決定いたします(本インセンティブプランの詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)

このように、当社が今般採用いたしました本インセンティブプランは、当社役職員のうち特に経営幹部に相当する者及び今後活躍が期待される中途採用者については具体的な会社業績への貢献を要求しつつ、その他の者に対しても意欲的に個人としての業績貢献を要求するものであり、当社役職員ごとのポジションと貢献度に応じて、定められた将来の分配時期において本新株予約権の交付対象者とその者に対する交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されている税制適格ストックオプションや有償新株予約権を用いた従来のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならないなどの課題がありました。これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、人事評価期間中の当社役職員の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される従業員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるなど、従来のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。また、結果的に、限られた個数の本新株予約権を当社役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、それ自体に業績達成条件が設定されており、営業利益に関する3段階の業績目標を定めることで、IDOM2018(追加分)、IDOM2019、IDOM2021(追加分)についてそれぞれ平成30年2月期、平成31年2月期、平成33年2月期における業績の達成に向けた当社役職員の貢献意欲のより一層の向上を図ることができるように設計されております。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託契約の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約 (IDOM2018(追加分)・IDOM2019・IDOM2021(追加分))
委託者	吉田行宏
受託者	塚本拓也
受益者	各信託期間満了日に受益者として指定された者 (受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	平成29年7月24日
信託期間満了日	IDOM 2018(追加分) 平成30年5月31日 IDOM 2019 平成31年5月31日 IDOM 2021(追加分) 平成33年5月31日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者確定手続	本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社役職員のうち受益者として指定された者を受益者とし、各人の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための具体的な基準は、信託契約日である平成29年7月24日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社役職員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<信託の内容>に記載の通りです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,536,000,000円	7,500,000円	1,528,500,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本第6回新株予約権、本第7回新株予約権及び本第8回新株予約権（以下「本新株予約権」と総称します。）の払込金額の総額（合計2,000,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（合計1,534,000,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社の子会社・関連会社の現在及び将来の取締役（社外取締役を除きます。）及び従業員（以下「当社役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は本新株予約権の交付を受けた当社役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。